

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>三郷松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>吉川市大字八子新田字大道一〇 八四番一地先から 同市大字下内川字大荷七二〇番 二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年二月十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十八年二月十九日付 け埼玉県越谷県土整備事務 所長告示第四号における道 路予定区域の供用開始であ る。延長八二六・〇〇メー トル。</p>